

生活環境動植物に係る農薬登録基準の設定について（第二次答申） —経緯及び今後の予定—

1. 経緯

平成 30 年 6 月 「農薬取締法の一部を改正する法律」公布
…農薬の動植物に対する影響評価の対象が、従来の水産動植物から、陸域を含む生活環境動植物に拡大。令和 2 年 4 月 1 日に施行予定。

平成 30 年 7 月 環境大臣から中央環境審議会に対し、「生活環境動植物に係る農薬登録基準の設定について」諮問

平成 31 年 2 月 中央環境審議会から環境大臣に対し、第一次答申
…鳥類を評価対象動植物に追加。また、野生のハチ類についても検討を進め、必要に応じ、評価対象動植物に加えることとされた。

以上を踏まえ、農薬小委員会において、下記 2 回にわたり、第二次答申案に係る御審議をいただいたところ。

令和元年 11 月 12 日 第 72 回農薬小委員会

令和 2 年 1 月 10 日 第 73 回農薬小委員会

2. 今後の予定

第 73 回農薬小委員会を踏まえた修正後、パブリックコメントを実施する。次回の土壌農薬部会において御審議いただいた後、部会長より中央環境審議会会長に御報告いただく。